

猪名川自然環境委員会規約 (案)

青文字：改訂箇所

(名 称)

第 1 条 本会は、「猪名川自然環境委員会」(以下「委員会」という。)という。

(目 的)

第 2 条 委員会は、猪名川の流域における自然環境の整備と保全について、河川管理者に対して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(設 置)

第 3 条 委員会は、近畿地方整備局猪名川河川事務所長 (以下「事務所長」という。)が設置する。

(委員会)

第 4 条 委員会の委員は、別紙一 1 に示す者とし事務所長が委嘱する。また、委員会委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。なお、委員の代理出席は認めない。

2. 委員会には、必要に応じ部会を設置することが出来る。
3. 委員会は、委員会の承認により委員以外の者に参加を求めることが出来る。
4. 委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するように事務所長に要請することができる。

(委員長)

第 5 条 委員会には、委員長をおき、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長は、委員会の招集および開催し、運営する。
4. 委員長に事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(情報の公開)

第 6 条 委員会は原則公開とし、その公開方針は別紙一 2 「委員会の公開方針」によるものとする。

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、猪名川河川事務所が委託した民間企業が委員会の指示により、以下のことを行う。

1. 会議資料の作成
2. 議事録の作成
3. 会議内容の整理および公表資料の作成

(規約の改定)

第8条 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(付 則)

この規約は、平成16年1月15日から施行する。

平成29年2月10日に一部改定する。(委員の変更)

【別紙—1】猪名川自然環境委員会（案）

氏名	対象分野	所属等
池淵 周一	水文学	京都大学 名誉教授
斉藤 庸平	景観デザイン	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授
川崎 雅史	景観デザイン	京都大学大学院 工学研究科 社会基盤工学専攻 教授
菅原 正孝	水環境工学	大阪産業大学 名誉教授
竹門 康弘	応用生態工学	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 准教授
田中 哲夫	魚類生態学	元兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授
服部 保	植物生態学	兵庫県立大学 名誉教授
松井 正文	動物系統分類学	京都大学 名誉教授
村上 興正	動物生態学	元京都大学大学院 理学研究科 講師
委員長 森下 郁子	比較河川学	一般社団法人 淡水生物研究所 所長

（五十音順、敬称略）

【別紙— 2】

委員会の公開方針

1. 趣旨

委員会を公開することにより、その審議状況を住民に明らかにし、委員会の公正な運営を確保するとともに、開かれた河川行政の推進に寄与することを目的とする。

2. 委員会開催の周知

委員会の開催は、記者発表、猪名川河川事務所のホームページ (<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/index.php>) 等で周知する。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

周知の内容は、委員会の名称、開催日時・場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

3. 委員会の公開

委員会は、原則として公開する。

委員会開催に際しては、可能な限り、傍聴席の確保に努めるが、会議室の都合により、傍聴者数を制限することがある。

4. 結果の公開

議事概要を作成し、猪名川河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、重要な希少種の保護の観点から、その位置情報に関する内容は、非公開とする。

5. 傍聴者の発言

傍聴者は委員会の許可を得て、審議内容等に関し発言することができる。